

実務者のための

知財羅針盤

Chizai Rashimban

本稿は、知財にまつわるトピックや法制度など、知財の実務に係る情報を、プロシード国際特許商標事務所の鈴木康介弁理士が分かりやすく解説していきます。

著作権法改正

去る6月15日、「音楽等の私的違法ダウンロード」に罰則などを含んだ著作権法の改正案が衆議院を通過した。

【コメント】

1. 背景

2009年の著作権法改正において、不正ファイルのダウンロードが違法化されましたが、その際には一般ユーザーへの配慮から、刑事罰までは科されていませんでした。

しかし、さまざまな疑念^{※1}があるなか、今回の改正では、不正ファイルのダウンロードに罰則が科せられる修正案が衆議院を通過しました。

2. 改正の内容

● 「写り込み」等に係る規定の整備

以下について、権利者の許諾が不要になります。つまり、著作権者等の利益を不当に害さない著作物等の利用でも、形式的に違法なものは著作権等の侵害ではないと明確にすることで、著作物等の利用の円滑化を図ります。

- ・ 写真の撮影等の対象として写り込んだ著作物等の利用
- ・ 著作権者の許諾を得るための検討等の過程で必要と認められる利用
- ・ 技術の開発または実用化のための試験の用に供するための利用
- ・ 情報通信技術による情報提供の準備に必要な情報処理のための利用

● 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備

国立国会図書館の電子化された資料を、広く国民が有効活用できるようにすることを目的としています。

このため、同図書館が、電子化された資料を公立図書館等に対して自動公衆送信すること、また、公立図書館等において、その利用者の求めに応じ、送信された資料の複製物を一部提供することについて、権利者の許諾なく行えるようにします。

● 公文書等の管理に関する法律に基づく利用に係る規定の整備

公文書等の管理に関する法律では、

【改正著作権法の要件と効果】

要件

- 1) 私的使用の目的をもって、
- 2) 有償著作物等の著作権または著作隣接権を侵害する、自動公衆送信を利用して行うデジタル方式の録音または録画を、
- 3) 自らその事実を知りながら行って著作権または著作隣接権を侵害した者は、

効果

2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する

解説と補足

※1) 日本弁護士連合会の意見書
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/111215_5.pdf
一般社団法人インターネットユーザー協会 (MIAU) の反対声明
<http://miau.jp/1338800400.phtml>

国立公文書館等の長は、行政機関等から移管された歴史資料として重要な公文書等について、適切な記録媒体によって永久に保存し、また、利用の請求があった場合、その写しの交付等をする必要があります。

このため、国立公文書館等の長や地方公共団体等が設置する公文書館等の長が公文書等の永久保存や写しの交付等を行う場合の著作物等の利用については、権利者の許諾なく行えるようになります。

● 技術的保護手段に係る規定の整備

DVD等に用いられる暗号型技術を回避するプログラム等が出回っているため、こうしたプログラム等が規制の対象となるよう、DVD等に用いられる暗号型技術を技術的保護手段の対象に加えることが目的とされています。

例えば、DVDに用いられる“CSS”等の暗号型技術が、著作権法上の対象となる「技術的保護手段」に追加されます。

そして、技術的保護手段を回避してDVD等を複製するプログラム・装置を提供することが規制され、違反者に対して刑事罰が科せられます。

また、技術的保護手段を回避して行う複製（いわゆるリッピング）は、私的使用目的の複製の範囲外となって、認められなくなります（現状、刑事罰はありません）。

なお、技術的保護手段が用いられていないCD等の私的複製は、違法化の対象になっていません。

● 違法ダウンロードに刑事罰を科す

自民党の下村博文議員は、違法ダウンロードによる被害が約6000億円を超え、レコード会社等の損害が大きいと、修正案を出す旨の発言をし、自民党、公明党によって異法ダウンロードに罰則を設ける修正案が提出され、衆議院で可決されました。

2. 実務上の指針

今回の改正では、以下の3つの影響が考えられます。

① DVDのリッピングができなくなる

現在、多くのユーザーは、自ら購入したDVDをiPadやスマートフォンに取り込んでいますが、今回の改正により、CSS等で保護されたDVDをPC等に取り込む行為が違法になりました。

このため、CSS等が用いられている正規版のDVDを購入したとしても、自己の保有している機器に取り込むことはできなくなります。

また、DVD等の光ディスクには寿命がありますが、今回の改正によって、PCにバックアップを取ることも違法となり、このため、ユーザーの利便性が下がるため、DVDソフトの販売数量が減ることが予想されます。

一方、iPadやスマートフォン等に映

像ソフトを記憶させたいユーザーがiTunes等の正規ダウンロードサイトを利用することが考えられます。

このため、映像ソフトのダウンロード・ビジネスについては法改正が追い風になるかもしれません。

今回の改正法案では、DVDのリッピング行為自体は違法ですが、罰則は設けられていません。しかし、今後の改正によって罰則が設けられる可能性があります。

例えば、2009年の著作権の改正の際、当時の塩谷立文部科学大臣は、ダウンロードに関し、「違法化するが罰則は付与しない」としていました。

しかし、今回の改正では罰則が導入されたことから、リッピング行為にも罰則が導入される可能性があり得るので、今後の改正動向に注目が必要です。

② 急な調査（ガサ入れ）の可能性

衆議院文部科学委員会の答弁では、捜査機関がネット上に過剰介入することや、軽い嫌疑でPC等の押収を行うことはないとしています。

また現在のところ、権利者の意思を無視するものではなく、非親告罪とするものではないとしています。

しかし、違法ダウンロードの嫌疑があり、かつ、裁判所から令状がある場合には、証拠品としてPCやスマートフォン等が押収される可能性が出てきました。

さらに、「日米経済調和対話」によれば、米国は非親告罪化等も求めています。TPPの交渉によっては、違法ダウンロードの非親告罪化が行われる可能性があるため、今後の運用から目が離せません。

③ 法改正ルールの変化

従来、知的財産関係の法案は、経済産業省、特許庁、文化庁等、関係省庁の審議会によって改正内容が審議されてきましたが、今回は、審議された改正案に加え、衆議院文部科学委員会で修正案が出され、あまり審議されることなく可決されてしまいました。

従来、知的財産関連法の動向については、審議会の議事録等から掴むことができたのですが、今後は、主要政党の文部科学委員会の議論の流れも把握する必要が生じてきたといえます。

また、今回の著作権法の改正は、政治家に対するロビー活動が、特定業界に有利な法改正を導くことができる事例となったように思います。

修正法案では「私的違法ダウンロード防止に対する国民の理解を深めるため、国および地方公共団体に対し、私的違法ダウンロードの防止に関する、未成年者に対する教育の充実を義務付ける」としていますが、まずは関連する教育内容を拡充し、国民からの理解を深めてから法改正を行うべきではないでしょうか。

知的財産推進計画2012案

平成24年5月29日、知的財産戦略本部会合が行われ、知的財産推進計画2012案^{※2}が公表された。

【コメント】

1. 背景

「グローバル・ネットワーク時代」において、日本の国際競争力を高めるため、今後の10年を見据えた、下記2つの知的財産総合戦略を強力に推進することを目的として、知的財産推進計画2012案がまとめられました。

2. 推進計画の目的

● 知財イノベーション総合戦略

① グローバル時代の知財システム

現在、企業は、より予見性が高く、より安定した「知財システム」の構築を求めています。

米国は、「先発明主義」を改め、グローバル・スタンダードである「先願主義」へと移行し、中国は2015年には特許、実用新案および意匠の出願を合計して200万件に引き上げることを目標にしています。

欧州は、2011年に、EU特許制度の導入に向けて本格的な検討を開始するなど、各国の「知財システム」間における競争も激化しています。

このようななか、日本が世界で主要な地位を維持・向上させて、わが国産業の国際競争力の強化に資するよう、

グローバル知財システムの構築を一層リードするため、特許ハイウェイの拡大や、ヘーグ条約への加入の検討といった施策が挙げられています^{※3}。

② 次世代知財人財の育成・確保

産業構造やイノベーションモデルの変化に伴い、産業・ビジネスモデル、知財マネジメント自体が変容・多様化してきました。このため、求められる知財人財も変貌しています。

従来の国内における知的財産権の取得、維持、管理に直接的に関わる「知財専門人財」の育成も重要です。

さらに、国際競争力の強化のため、イノベーションを創出し、事業戦略に合わせて知財を活用できる「知財活用人財（知財マネジメント人財）」の育成にも注力していく必要があり、知財マネジメント戦略研究拠点の整備等の施策が挙げられています。

解説と補足

※2) 知的財産推進計画2012案

詳細については以下のHPを参照。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/120529/gijiroku.html>

※3) これに伴い、産業構造審議会知的財産政策部会 第27回商標制度小委員会では、新しいタイプの商標の導入について討議が始まっています。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/t_mark_paper27.htm

さらに、産業構造審議会知的財産政策部会第17回意匠制度小委員会では、ヘーグ協定およびロカルノ協定について討議が始まっています。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/isyuu_17paper.htm

③ 国際標準化戦略を含む知財戦略

欧米の勝ち組企業は、画期的なビジネスモデルや知財マネジメントを駆使して世界の産業を先導しています。

日本の大学における世界最先端の「知」や大企業、さらに中小ベンチャー企業の優れた技術力、デザイン力、ブランド力を産業競争力につなげていくには、従来のような研究開発成果の事後的な権利化のみならず、より高度で総合・戦略的な知財マネジメントを駆使して、イノベーションを創出していく必要があります。

戦略的な国際標準化の先行的な取り組みをはじめ、テクノロジー、デザイン、ブランドの複合的な保護・活用、ライセンスによる他社の市場参入の誘導を前提とした権利化や、権利化を行わないノウハウ秘匿を使い分け（組み合わせ）、技術流出の適切な防止を図りつつ、日本への「知」の流入の促進を目的として、7つの特定戦略分野における国際標準化戦略の実行等の施策が挙げられています。

● コンテンツ総合戦略

① デジタル・ネットワーク社会

デジタル化やネットワーク化の進展に伴い、電子書籍やクラウド型サービス、ソーシャルメディア等の新たなビジネスチャンスが生まれています。

また、iPadやiPhone等、新しい情報端末が次々に登場、KindleやHulu、

iTunes等、コンテンツのプラットフォーム間の競争が激化しています。

こうした流れは、日本のコンテンツ産業にとって、海外飛躍に向けた大きなチャンスであると同時に、生き残りかけた正念場でもあります。

コンテンツの海外展開にはデジタル化やネットワーク化への対応が重要ですが、世界市場のビジネスチャンスを失わないよう、グローバル企業のエコシステムも参照しつつ、日本がどの分野で勝っていくのか見極めながら、環境整備を進めなければなりません。

このため、著作権制度の整備を図り、ネット上のコンテンツ侵害対策への対応と同時に、正規配信に向けた取り組みが重要です。

また、電子書籍の本格的な市場形成やコンテンツのアーカイブ化を図り、デジタル化、ネットワーク化の進展に対応した新ビジネス、新市場の創出や人材育成のための環境整備等の施策が挙げられています。

② クールジャパンの推進

わが国のコンテンツや食、ファッション等も強い国際競争力を持つ優れた知的資産です。

ストーリー性が豊かな日本のアニメが諸外国で人気を博すなど、クールジャパンに代表される日本の美意識や優れた文化的伝統は、世界から多くの共感を得ています。

クールジャパンとして世界にアピールできる日本文化の魅力そのものについて、海外展開やインバウンド（海外から日本への観光やビジネスの誘致）を進め、日本への興味、関心や憧れを涵養^{かんよう}することは、関連産業の発展に限らず、官民のあらゆる対外活動における存在感と発言力を増す強力なソフトパワーとなります。

さらに、クールジャパンの海外展開は、その存在価値のさらなる認知につながるだけでなく、日本への関心や憧れを高め、日本の経済産業力の強化につながる可能性を秘めています。



鈴木 康介（弁理士）

プロシード国際特許商標事務所
日本弁理士会価値評価推進センター
副センター長
日本弁理士会関東支部幹事

〒173-6045

東京都豊島区東池袋3-1-1

サンシャイン60 45階

TEL：03-5979-2168

kosuke.suzuki@japanipssystem.com

http://twitter.com/japanipssystem

www.facebook.com/ChinaTrademark